

(別添1)

(案)

こ 総 会 第 号
令和8年 月 日

実施団体の長 殿

こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）
（ 公 印 省 略 ）

こども家庭庁予算執行業務調査研究事業の実施について

標記事業の実施については、別紙「こども家庭庁予算執行業務調査研究事業実施要綱」により行うこととしたので通知する。

(別紙)

こども家庭庁予算執行業務調査研究事業実施要綱

第1 事業の目的

こども家庭庁予算執行業務調査研究事業は、こども家庭庁に計上される補助金等の執行業務に係る諸般の課題や問題点等について現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。本要綱は、「こども家庭庁予算執行業務調査研究事業費補助金交付要綱」(令和8年●月●日こ総会第●号こども家庭庁長官通知の別紙。以下「交付要綱」という。)に定めるほか、こども家庭庁予算執行業務調査研究事業の実施に当たり必要な事項を定める。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、●●●(以下「実施団体」という。)とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容等

実施団体は、以下の事業を実施するに当たり、令和7年度にこども家庭庁において実施した「こども家庭庁に係る支出の透明化に関する調査業務」(以下「令和7年度調査」という。)も踏まえ、こども家庭庁長官官房参事官(会計担当)(以下「担当課」という。)と協議の上、事前に事業実施計画(以下「計画」という。)を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

また、事業の進捗に関する定期報告会を週1回程度実施することとし、事業実施後は、実施した事業の内容や効果等について担当課に報告すること。

(1) 事業の内容

本事業では、補助金、負担金の申請・審査・実績報告・精算等の業務において、共通する部分と制度固有部分の双方を見極めた上で現状、課題、あるべき姿等の整理を行う。これにより、他の補助金・負担金等へ円滑に展開できるようにすることを念頭に置く。

(2) 現状分析(As-Is分析)

本事業の現状分析は、(1)補助金・負担金に係る業務と、(2)こども家庭庁職員が実施している調査・情報連携業務の双方を、いずれも主要な調査対象として行う。

現状の把握においては、こども家庭庁の補助金担当者がプロジェクトに参画し、実施団体と一体となって進めることを前提とし、実施団体は、これら担当者から

の情報提供・確認を得ながら、現状業務を把握する。

現状分析では、まず既往の検討成果（令和7年度調査）を継承して出発点を整理した上で、現状業務の調査、業務プロセスの構造化、課題の抽出及び対応策の検討を行う。

① 令和7年度調査アウトプットの整理・把握、新規調査

令和7年度調査のアウトプットを確認のうえ、新規に調査、現状分析を行うとともに、令和7年度調査で対象とした補助金についても、必要に応じて追加調査する（新規に調査等を行う補助金等については担当課と調整）。

② 調査・情報連携業務の検討内容の整理・把握

こども家庭庁と地方自治体等との間の各種連絡、統計調査等の業務について、関係課室へのヒアリング等を通じて現状分析を行う。

③ 業務プロセスの構造化

現状分析をタスク単位に分解し、構造的に整理する。

④ 課題の抽出

業務プロセスの構造化の結果を踏まえ、こども家庭庁職員及び自治体関係者双方の観点から課題を抽出する。

(3) あるべき業務の検討及び構想の更新（To-Be 分析）

現状分析の結果を踏まえ、あるべき業務の姿、システム化方針検討、施策及びロードマップを整理・更新する。

① 業務モデルの検討

現状分析で整理した課題への対応策を踏まえ、(1) 補助金等業務、(2) 情報連携業務、(3) 支出情報の透明化のそれぞれについて、あるべき姿を整理する。

② システム化の構想策定

上記で整理したあるべき姿に基づき、DXの方向性（必要とされる機能の整理及び運用面・セキュリティ面の論点整理）等を行う。

③ 施策の検討及びロードマップのアップデート

現状分析の結果を踏まえ、それぞれの施策を検討するとともに、検討結果を令和7年度調査で示されたロードマップに反映し、これをアップデートする。

第4 経費の負担

国は、実施団体がこの事業のために支出した費用については、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする。

第5 その他特記事項

1. 事業の実施主体の責務

- (1) 実施団体は、交付要綱6（申請手続）により申請する際に、本補助事業により実際に事業を行う事業担当者と本補助事業に係る金銭の管理（出納を含む）を行う経理担当者を明確にし、各担当者が法令等を遵守する旨を誓約した書面を提出しなければならない。
- (2) 経理担当者は、事業担当者を兼ねることはできない。
- (3) 実施団体は、交付要綱6（申請手続）により申請する際に、事業が終了した時点で必ず成果物を提出する旨を誓約しなければならない。

2. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。なお、ここでの委託とは、本来実施団体自ら行うべき事業の一部を、効率性・合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して、印刷・通訳・翻訳・MC等を外部の専門業者に発注することは、差し支えないものとする。
- (2) 総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は委託してはならない。
- (3) (1)の委託を行う場合は、事前に委託する業務、委託先等を担当課に申請し、承認を受けること。その際、履行体制図等補足書類を添付すること。なお、委託先又は委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- (4) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

3. 知的財産の扱い

- (1) 本事業の遂行により収集した情報及び生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に定められた権利を含む。）、意匠権等の知的財産権は、全てこども家庭庁に帰属する。
- (2) 本事業の遂行に当たって第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触するおそれのあるものについては、実施団体の責任と費用により適正に処理するものとし、成果物は著作権等について処理済みのものを使用すること。
- (3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、こども家庭庁が特に使用を指示した場合には、実施団体は当該著作物の使用に必要な使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。この場合、実施団体は、当該契約等の内容について、事前にこども家庭庁の承認を得ることとし、こども家庭庁は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用する。
- (4) 本事業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専らこども家庭庁の責めに帰す場合を除き、実施団体は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

- (5) 本事業において発生する全ての著作権人格権を行使しないこと、また、第三者をして行使しないものとする。
- (6) その他、本事業に係る知的財産の取り扱いについて必要があるときは、協議の上定める。

4. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

なお、事業の一部を委託する場合は、実施団体と同様の責務を委託業者も負うよう、委託先との契約において、必要な措置を講ずること。

- (1) 個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。
- (2) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (3) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製しないこと。
作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (4) 実施団体は、保有する個人情報にアクセスする権限を有する者について、その利用目的を達成するために必要最小限に限定すること。
- (5) 個人情報漏洩等の事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。